

議 第 3 9 号

旅 費 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

本市旅費に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 2 1 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市旅費に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市旅費に関する条例（昭和 2 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 7 項中「定額又はその」を「宿泊料基準額（地域の実情及び出張者の職務を勘案して定める額をいう。以下同じ。）を上限とした」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 8 条第 2 項の規定に該当する場合は、この限りでない。

第 1 0 条中「定額」の次に「又は宿泊料基準額」を加える。

第 1 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「座席指定料金」の次に「（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）」を加え、同条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 1 8 条を次のように改める。

（ 宿 泊 料 ）

第 1 8 条 宿泊料は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第 2 に掲げる宿泊料基準額と現に支払った費用の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 現に支払った費用の額が宿泊料基準額を超える場合であって、会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊

することが困難であると出張命令権者が認めるときは、前項の額によらず当該宿泊に要する費用の額とする。

第 2 2 条第 1 号中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 2 4 条第 2 号中「別表第 1 の宿泊料定額」を「別表第 2 に掲げる新潟県の宿泊料基準額」に改める。

別表第 1 中「第 1 7 条～第 2 0 条、第 2 4 条」を「第 1 7 条、第 1 9 条、第 2 0 条」に改め、「、宿泊料」を削り、

「

宿泊料 (1 夜につき)	食事料 (1 夜につき)
1 4, 8 0 0 円	2, 6 0 0 円
1 0, 9 0 0 円	2, 2 0 0 円

「

食事料 (1 夜につき)
2, 6 0 0 円
2, 2 0 0 円

」を

」に改め、同

表備考中「の別表 1 中」を「別表 1 に掲げる」に改める。

別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 1 8 条、第 2 4 条関係）

区分	宿泊料基準額（一夜につき）	
	特別職の職員	特別職以外の職員
北海道	1 8, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
青森県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
岩手県	1 3, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
宮城県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
秋田県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
山形県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
福島県	1 1, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
茨城県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
栃木県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
群馬県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
埼玉県	2 7, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円
千葉県	2 4, 0 0 0 円	1 7, 0 0 0 円
東京都	2 7, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円

神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円

大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

備考

市長、副市長、固定資産評価員、教育長、議会議員及び新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例別表1に掲げる旅費の額が特別職の職員の旅費相当額を支給される特別職の職員に随伴する場合の宿泊料は、これら上位者と同額の宿泊料を支給する。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 改正後の新潟県柏崎市旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

- 3 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市旅費に関する条例（昭和29年3月31日条例第9号）

改正後		改正前
(普通旅費の種類)		(普通旅費の種類)
第6条 (略)		第6条 (略)
2～6 (略)		2～6 (略)
7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、1夜当たりの <u>宿泊料基準額</u> （地域の実情及び出張者の職務を勘案して定める額をいう。以下同じ。）を上限とした <u>実費額</u> により支給する。 <u>ただし、第18条第2項の規定に該当する場合は、この限りでない。</u>		7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、1夜当たりの <u>定額又はその実費額</u> により支給する。
8・9 (略)		8・9 (略)
第10条 1日の旅行において日当又は宿泊料について <u>定額又は宿泊料基準額</u> を異にする事由が生じた場合は、 <u>事由が生じた場合には額の多い方の定額又は宿泊料基準額</u> による日当又は宿泊料を支給する。		第10条 1日の旅行において日当又は宿泊料について <u>定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額</u> による日当又は宿泊料を支給する。
(鉄道賃)		(鉄道賃)
第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。） <u>、急行料金及び座席指定料金（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）による。</u>		第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。） <u>、急行料金及び座席指定料金による。</u>
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)
2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。 (1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u> (2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u>		2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。 (1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u> (2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u>
3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、 <u>特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</u>		3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、 <u>特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</u>
4 前3項に規定する運賃、急行料金及び座席指定料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、 <u>任命権者が定める運賃、急行料金及び座席指定料金によることができる。</u>		4 前3項に規定する運賃、急行料金及び座席指定料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、 <u>任命権者が定める運賃、急行料金及び座席指定料金によることができる。</u>
(宿泊料)		(宿泊料)
第18条 宿泊料は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第2に掲げる <u>宿泊料基準額</u> と現に支払った <u>費用の額を比較し、いずれか少ない額とする。</u>		第18条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額による。

改正後		改正前																											
2 現に支払った費用の額が宿泊料基準額を超える場合であって、会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であると出張命令権者が認めるときは、前項の額によらず当該宿泊に要する費用の額とする。 (移転料) 第22条 移転料の額は、次に掲げる額による。ただし、これにより難い特別な事情がある場合は、次に掲げる額にかかわらず、移転に係る実費の範囲内で市長が必要と認める額を支給することができる。 (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表第3の定額による額 (2)・(3) (略) (市内旅行の旅費) 第24条 市内旅行について、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。 (1) (略) (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第2に掲げる新潟県の宿泊料基準額の範囲内で規則で定める宿泊料 別表第1 (第17条、第19条、第20条関係) 旅行の旅費 日当、食事料及び交通費 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">日当 (1日につき)</th><th rowspan="2">食事料 (1夜につき)</th><th rowspan="2">交通費 (1日につき)</th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td>特別職の職員</td><td>1,500円</td><td>3,000円</td><td>2,600円</td><td>1,500円</td></tr></table>		区分	日当 (1日につき)		食事料 (1夜につき)	交通費 (1日につき)	県内	県外	特別職の職員	1,500円	3,000円	2,600円	1,500円	(1) 特別職の職員 別表第1 特別職の職員の項に定める宿泊料の額 (2) 特別職以外の職員 別表第1 特別職以外の職員の項に定める宿泊料を超えない範囲内の実費額 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。 (移転料) 第22条 移転料の額は、次に掲げる額による。ただし、これにより難い特別な事情がある場合は、次に掲げる額にかかわらず、移転に係る実費の範囲内で市長が必要と認める額を支給することができる。 (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額 (2)・(3) (略) (市内旅行の旅費) 第24条 市内旅行について、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。 (1) (略) (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内で規則で定める宿泊料 別表第1 (第17条～第20条、第24条関係) 旅行の旅費 日当、宿泊料、食事料及び交通費 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">日当 (1日につき)</th><th rowspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th><th rowspan="2">食事料 (1夜につき)</th><th rowspan="2">交通費 (1日につき)</th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td>特別職の職員</td><td>1,500円</td><td>3,000円</td><td>14,800円</td><td>2,600円</td><td>1,500円</td></tr></table>		区分	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	交通費 (1日につき)	県内	県外	特別職の職員	1,500円	3,000円	14,800円	2,600円	1,500円
区分	日当 (1日につき)		食事料 (1夜につき)	交通費 (1日につき)																									
	県内	県外																											
特別職の職員	1,500円	3,000円	2,600円	1,500円																									
区分	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	交通費 (1日につき)																								
	県内	県外																											
特別職の職員	1,500円	3,000円	14,800円	2,600円	1,500円																								

改正後					改正前					
特 別 職 以 外 の 職 員	1, 100 円	2, 200 円	2, 200 円	1, 000 円	特 別 職 以 外 の 職 員	1, 100 円	2, 200 円	10, 900 円	2, 200 円	1, 000 円
備考 市長、副市長、固定資産評価員、教育長、議会議員及び新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）別表 1 に掲げる旅費の額が特別職の職員の旅費相当額を支給される特別職の職員に随伴する場合の普通旅費は、これら上位者と同額の旅費を支給する。					備考 市長、副市長、固定資産評価員、教育長、議会議員及び新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の別表 1 中旅費の額が特別職の職員の旅費相当額を支給される特別職の職員に随伴する場合の普通旅費は、これら上位者と同額の旅費を支給する。					

区分	宿泊料基準額（一夜につき）	
	特別職の職員	特別職以外の職員
北海道	18, 000円	13, 000円
青森県	15, 000円	11, 000円
岩手県	13, 000円	9, 000円
宮城県	14, 000円	10, 000円
秋田県	15, 000円	11, 000円
山形県	14, 000円	10, 000円
福島県	11, 000円	8, 000円
茨城県	15, 000円	11, 000円
栃木県	14, 000円	10, 000円
群馬県	14, 000円	10, 000円
埼玉県	27, 000円	19, 000円
千葉県	24, 000円	17, 000円
東京都	27, 000円	19, 000円
神奈川県	22, 000円	16, 000円
新潟県	22, 000円	16, 000円
富山県	15, 000円	11, 000円

別表第 2（第18条、第24条関係）

改正後			改正前
石川県	13, 000円	9, 000円	
福井県	14, 000円	10, 000円	
山梨県	17, 000円	12, 000円	
長野県	15, 000円	11, 000円	
岐阜県	18, 000円	13, 000円	
静岡県	13, 000円	9, 000円	
愛知県	15, 000円	11, 000円	
三重県	13, 000円	9, 000円	
滋賀県	15, 000円	11, 000円	
京都府	27, 000円	19, 000円	
大阪府	18, 000円	13, 000円	
兵庫県	17, 000円	12, 000円	
奈良県	15, 000円	11, 000円	
和歌山県	15, 000円	11, 000円	
鳥取県	11, 000円	8, 000円	
島根県	13, 000円	9, 000円	
岡山県	14, 000円	10, 000円	
広島県	18, 000円	13, 000円	
山口県	11, 000円	8, 000円	
徳島県	14, 000円	10, 000円	
香川県	21, 000円	15, 000円	
愛媛県	14, 000円	10, 000円	
高知県	15, 000円	11, 000円	
福岡県	25, 000円	18, 000円	
佐賀県	15, 000円	11, 000円	
長崎県	15, 000円	11, 000円	
熊本県	20, 000円	14, 000円	

改正後			改正前
大分県	15, 000円	11, 000円	
宮崎県	17, 000円	12, 000円	
鹿児島県	17, 000円	12, 000円	
沖縄県	15, 000円	11, 000円	
備考 市長、副市長、固定資産評価員、教育長、議会議員及び新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例別表 1 に掲げる旅費の額が特別職の職員の旅費相当額を支給される特別職の職員に随伴する場合の宿泊料は、これら上位者と同額の宿泊料を支給する。			別表第 2 (第22条関係) 移転料
(略)			(略)
備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって、それぞれ鉄道 1 キロメートルとみなす。			備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって、それぞれ鉄道 1 キロメートルとみなす。

新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 0 月 1 5 日 条例 第 2 2 号）

改正後			改正前
別表 1			別表 1
区分	報酬の額	旅費の額	報酬の額
(略)			(略)
選挙管理委員会	委員長	月額	月額
		40, 700円	40, 700円
		旅費条例別表第 1 及び別表第 2 に掲げる特別職	旅費条例別表第 1 に掲げる特別職の職員の旅費

改正後				改正前			
			の職員の旅費相当額				相当額
	委員	月額	31,000円		月額	31,000円	〃
(略)				(略)			
公平委員会	委員長	職務1回につき	旅費条例別表第1及び別表第2に掲げる特別職の職員の旅費相当額	委員長	職務1回につき	19,900円	旅費条例別表第1に掲げる特別職の職員の旅費相当額
	委員	職務1回につき	17,500円	委員	職務1回につき	17,500円	〃
(略)				(略)			
社会教育委員	1日につき	6,400円	旅費条例別表第1及び別表第2に掲げる特別職以外の職員の旅費相当額	社会教育委員	1日につき	6,400円	旅費条例別表第1に掲げる特別職以外の職員の旅費相当額
(略)				(略)			
別表2							
区分			実費弁償の額	区分			実費弁償の額
地方自治法第74条の3第3項、第100条第1項及び第199条第8項の規定により出頭した選挙人、その他の関係人			旅費条例別表第1及び別表第2に掲げる特別職以外の職員の旅費相当額	地方自治法第74条の3第3項、第100条第1項及び第199条第8項の規定により出頭した選挙人、その他の関係人			旅費条例別表第1に掲げる特別職以外の職員の旅費相当額

改正後		改正前	
地方自治法第109条第5項及び第115条の2の規定により公聴会に参加した者又は参考人として出頭した者 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定により出頭した農地等の所有者、農業者その他の関係者 公職選挙法第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人 地方税法第433条第3項の規定によって出席した関係者 地方公務員法第8条第6項の規定により出頭した証人 新潟県柏崎市議会議員倫理条例第10条第2項又は第3項の規定により出頭した者	〃 〃 〃 〃 〃 〃	地方自治法第109条第5項及び第115条の2の規定により公聴会に参加した者又は参考人として出頭した者 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定により出頭した農地等の所有者、農業者その他の関係者 公職選挙法第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人 地方税法第433条第3項の規定によって出席した関係者 地方公務員法第8条第6項の規定により出頭した証人 新潟県柏崎市議会議員倫理条例第10条第2項又は第3項の規定により出頭した者	〃 〃 〃 〃 〃 〃